

通報に当たっての留意事項

コンプライアンス通報をするに当たっては、以下の留意事項をご一読ください。

- 通報窓口は、学内外にそれぞれ設けていますので、どちらの窓口を利用されても構いません。
- 通報に当たっては、通報様式に必要事項を記載の上、通報してください。なお、電話による通報の場合には、当該様式に記載の項目についてお尋ねします。
- 通報できる内容は、「役員又は職員（法人の業務を行う者であって法人の役員及び職員以外のものを含む。）の、法人又は法人の業務に従事する場合における、法令、法人規則等に違反し、又は違反するおそれのある行為」となりますので、一般的なご意見や苦情等は、当該内容に関する部署等へ直接お申し出ください。
- 通報内容が一般的なご意見や苦情等であると判断した場合は、情報共有として関係部局に当該内容を提供することがあります。また、これらに対する回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- 虚偽、人事上の処遇の不满、誹謗中傷その他の不正を目的とする通報はできません。虚偽の通報、誹謗中傷その他の不正を目的とする通報を行った場合は、法人規則等により懲戒処分等を行うことがありますので、適切な通報へのご協力をお願いします。
- 通報に当たっては、法令違反等の行為が発生していると信じるに足りる相当の理由及び証拠を明らかにした上で、通報してください。
- 原則として、氏名、連絡先、通報対象事実の具体的な明示などがある場合に限り、通報を受け付けますが、これらを明示しない場合であっても、当該通報の内容に相当の理由又は根拠があるときは、これを受け付けることがあります。
- 匿名での通報の場合は、調査結果等の通知ができない、又は事実関係の調査が十分にできない可能性がありますので、実名での通報にご協力ください。
- 通報者の氏名等は、コンプライアンス業務を担当する職員や調査関係者以外の者に知られることはありません（不正を目的とする通報の場合を除く。）。
- 調査に当たっては、通報者に協力を依頼する場合があります。
- 通報したことを理由として、通報者が不利益な取扱いを受けることはありません。